

目 次

告示

- 平成23年度実習船乗組員採用候補者選考検査の実施について…………… 1
- 教育職員免許状の失効について…………… 2
- 北海道スポーツ賞特別表彰について…………… 2
- 通達・通知・照会**
- 給与条例及び支給規則の運用について等の一部改正について…………… 2

告 示

北海道教育委員会告示第10号

平成23年度実習船乗組員採用候補者選考検査を次の要項により行う。
平成23年 2月10日

北海道教育委員会委員長 神 谷 奈保子

平成23年度実習船乗組員採用候補者選考検査実施要項

- 1 目的
この選考検査は、平成23年度の北海道教育庁実習船乗組員の採用候補者を選考するために行うものです。
- 2 採用職種及び予定人数
実習船乗組員（甲板員）若干名
- 3 採用予定年月日
平成23年 4月 1日
- 4 受検資格
 - (1) 次に掲げる事項のいずれにも該当する者であることが必要です。
 - ア 昭和52年 4月 2日以降に生まれた者
 - イ 学校教育法に規定する高等学校を卒業若しくは卒業見込みの者又はこれと同等以上の学力があると認められる者
 - ウ 採用予定日において五級海技士（航海）以上の資格を有する者又は五級海技士（航海）以上の国家試験のうち筆記試験が免除される者
 - エ 実習船勤務が可能な心身共に強健な者
 - (2) 地方公務員法第16条各号（次のアからオまで）のいずれかに該当する者は受検できません。
 - ア 成年被後見人又は被保佐人（民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされた準禁治産者を含む。）
 - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ウ 北海道の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - エ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第5章に規定する罪を犯し刑に処せられた者
 - オ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- 5 選考方法
 - (1) 筆記検査（作文）
 - (2) 口述検査（個別面接）
- 6 申込方法
次の書類を申込期間内に北海道教育庁実習船管理局あて提出してください（郵送可）。
 - (1) 自筆履歴書（撮影後3か月以内の顔写真を貼ったもの）
 - (2) 最終学校の卒業証明書又は卒業見込証明書
 - (3) 最終学校の成績証明書
 - (4) 保有する資格を証明する書面の写し
- 7 申込期間
平成23年 2月10日（木）から平成23年 2月28日（月）まで

なお、郵送により申込みをする場合は、同年2月28日（月）の消印のあるものまで有効とします。

8 選考検査日時及び場所

- (1) 日時 平成23年3月7日（月）
 集 合 10時15分
 筆記検査 10時30分～12時00分
 口述検査 13時00分～

- (2) 場所 北海道教育庁実習船管理局会議室
 （函館市美原4丁目6番16号 渡島合同庁舎4階）

9 採用の方法

採用に当たっては、健康判定審査を受けることが必要です。健康判定審査の結果、職務の遂行に支障があり、又はこれに耐えられないことが明らかとなった場合には、採用されないことがあります。

10 給与

給与は、北海道職員の給与に関する条例等に基づき支給されます。

11 その他

- (1) 選考検査当日は、筆記用具を持参してください。
 (2) 選考検査の結果は、検査終了後7日以内に、受検者に通知します。
 (3) 申込先及び問い合わせ先
 〒041-8552 函館市美原4丁目6番16号
 北海道教育庁実習船管理局
 電話 0138-47-9592

北海道教育委員会告示第11号

次の教育職員免許状は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第1項第2号の規定により平成23年1月26日失効した。

平成23年2月10日

北海道教育委員会委員長 神 谷 奈保子

氏 名	小 野 武 仁		本 籍 地	北 海 道
免許状の種類（教科）	免許状の番号	授 与 年 月 日	授 与 権 者	
高等学校教諭1種免許状 （理 科）	平13高1種第0245号	平成13年11月12日	北海道教育委員会	
高等学校教諭1種免許状 （農 業）	平13高1種第0246号			
高等学校教諭専修免許状 （理 科）	平13高専修第0175号	平成14年3月31日		
高等学校教諭専修免許状 （農 業）	平13高専修第0176号			

北海道教育委員会告示第12号

北海道スポーツ表彰規則（昭和38年北海道教育委員会規則第6号）第2条の規定に基づき、次の者を北海道スポーツ賞特別表彰の受賞者として表彰した。

平成23年2月10日

北海道教育委員会委員長 神 谷 奈保子

特にスポーツの優秀な成績を収めた者（特別表彰）

個人

氏 名	住 所
上 野 順 恵 福 島 千 里	東京都 恵庭市

通達・通知・照会

教 給 第 1065 号
 平成23年2月10日

各 次 課 長
 各 出 先 機 関 の 長

各 所 管 機 関 の 長 様
札幌市を除く各市町村教育委員会教育長
（札幌市を除く各市町村立学校長）

北海道教育委員会教育長

給与条例及び支給規則の運用について等の一部改正について（通知）

給与条例及び支給規則の運用について等の一部改正について（平成23年1月28日付け人委第573号）別記のとおり北海道人事委員会事務局長から通知があったので、通知します。

（教育職員局給与課給与制度グループ）

別記

人 委 第 573 号
平成23年1月28日

北 海 道 総 務 部 長
北 海 道 教 育 庁 教 育 次 長
北 海 道 警 察 本 部 警 務 部 長
北 海 道 議 会 事 務 局 長
北 海 道 監 査 委 員 事 務 局 長
北 海 道 選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長 様
北 海 道 連 合 海 区 漁 業 調 整 委 員 会 事 務 局 長
各 海 区 漁 業 調 整 委 員 会 事 務 局 長
北 海 道 内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会 事 務 局 長
札 幌 市 教 育 委 員 会 学 校 教 育 部 長
北 海 道 人 事 委 員 会 事 務 局 長

北海道人事委員会事務局長

給与条例及び支給規則の運用について等の一部改正について（通知）

次に掲げる通知の一部が次のとおり改正されたので、平成23年1月28日以降はこれによって実施してください。

記

- 1 給与条例及び支給規則の運用について（昭和44年5月1日付け44人委第308号通知）
第4第3項の(2)に次のただし書を加える。
ただし、北海道人事委員会規則で定める給与の支給等に関する様式等の例外等に関する規則（北海道人事委員会規則7-1186）第3条第1項に規定する電子届出システムを使用して届出が行われた場合にあっては、異動前の任命権者は扶養親族届及び扶養手当認定簿に記載すべき事項の内容を異動後の任命権者に通知するとともに、証明書類を異動後の任命権者に送付するものとする。
- 2 通勤手当に関する規則の運用について（昭和44年4月15日付け44人委第240号通知）
第4条関係第2項に次のただし書を加える。
ただし、北海道人事委員会規則で定める給与の支給等に関する様式等の例外等に関する規則（北海道人事委員会規則7-1186）第3条第1項に規定する電子届出システムを使用して届出が行われた場合にあっては、異動前の任命権者は通勤手当認定簿に記載すべき事項の内容を異動後の任命権者に通知するものとする。
- 3 住居手当の運用等について（昭和49年12月12日付け人委第834号-3通知）
第5の2の第1項に次のただし書を加える。
ただし、北海道人事委員会規則で定める給与の支給等に関する様式等の例外等に関する規則（北海道人事委員会規則7-1186）第3条第1項に規定する電子届出システムを使用して届出が行われた場合にあっては、異動前の任命権者は住居届及び住居手当認定簿に記載すべき事項の内容を異動後の任命権者に通知するとともに、証明書類を異動後の任命権者に送付するものとする。
- 4 単身赴任手当に関する規則の運用について（平成2年3月26日付け人委第1022号通知）
第8条関係第1項に次のただし書を加える。
ただし、北海道人事委員会規則で定める給与の支給等に関する様式等の例外等に関する規則（北海道人事委員会規則7-1186）第3条第1項に規定する電子届出システムを使用して届出が行われた場合にあっては、異動前の任命権者は単身赴任届及び単身赴任手当認定簿に記載すべき事項の内容を異動後の任命権者に通知するとともに、証明書類を異動後の任命権者に送付するものとする。

（給与課給与グループ）